

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月24日
【報告者の氏名又は名称】	日本テレビ放送網株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目6番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目6番1号
【電話番号】	03-6215-4111
【事務連絡者氏名】	社長室長 岡部 智洋
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本テレビ放送網株式会社 (東京都港区東新橋一丁目6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本テレビ放送網株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ビーグリーをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社ビーグリー

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

2021年11月15日(月曜日)から2021年12月23日(木曜日)まで(28営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(713,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,514,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(1,883,204株)が買付予定数の上限(1,514,900株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2021年12月24日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,883,204(株)	1,514,974(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	1,883,204	1,514,974
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,149
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2021年6月30日現在)(個)(g)	59,524
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)(\%)$	25.43

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(2021年6月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2021年11月12日に関東財務局長に提出した第9期第3四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された2021年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,201,322株)から、対象者四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(243,228株)を控除した株式数(5,958,094株)に係る議決権の数(59,580個)を「対象者の総株主等の議決権の数(2021年9月30日現在)(個)(g)」として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 対象者が2021年11月12日に関東財務局長に提出した有価証券届出書及び対象者が2021年11月12日に公表した「日本テレビ放送網株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2021年11月12日開催の対象者取締役会において、対象者が、本公開買付けの結果に応じ、公開買付者を割当予定先として行う最大で対象者株式1,069,400株(以下「最大割当株式数」といいます。)の新株の発行による第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)について決議しているとのことであり、公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、公開買付者の増資後完全希薄化所有割合(注4)を25.00%とするために必要な最小の数と、最大割当株式数のいずれか少ない数の対象者株式について払込みを行う予定でしたが、本公開買付けの結果、応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,514,900株)を超えたため、公開買付者は、本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数(1,069,400株)のうち全部について払込みを行いません。

(注4) 「増資後完全希薄化所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当増資の結果新たに発行されることとなる対象者株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けにより公開買付者が所有することとなる対象者株式数を合計した対象者株式数を分子とし、対象者四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数(6,201,322株)に本第三者割当増資により公開買付者が引き受ける対象者株式数を加え、対象者四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(243,228株)を控除した対象者株式数に、2021年9月30日現在の対象者が発行する第4回新株予約権及び第5回新株予約権(詳細は下記をご参照ください。なお、公開買付届出書提出日現在、対象者が発行する権利行使可能な新株予約権は第4回新株予約権及び第5回新株予約権のみであり、これらのほかに対象者が発行する権利行使可能な新株予約権は存在していません。)の合計101,464個の目的となる対象者株式数の合計数(101,464株)を加算した株式数を分母として算出される割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

回号	2021年9月30日 現在の残存個数	2021年9月30日 現在の残存個数の 目的となる株式数
第4回新株予約権	82,000個	82,000株
第5回新株予約権	19,464個	19,464株

(注) 2021年9月30日現在の各新株予約権の残存個数及びその目的となる株式数は、対象者プレスリリースに記載された数値となります。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

① 計算方法

応募株券等の総数(1,883,204株)が買付予定数の上限(1,514,900株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとなりました。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

② 計算経過及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主からの買付け等をする株券等の数の合計は1,514,974株となり、この株数を買い付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	15,149.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	18,832.04	(B)
あん分比率	0.8044269235・・・	(A)／(B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等の 応募株式数 (株)	あん分比例後の 株式数(株)	1 単元未満の 株式数を 四捨五入(株)	(3)により 切り上げられ た単元未満 株式数(株)	買付株式数 の増減(株)	最終買付 株式数(株)	応募株主に 返還する 株式数(株)	件数
1	300,000	241,328.08	241,300	-28.08	0	241,300	58,700	1
2	194,100	156,139.27	156,100	-39.27	0	156,100	38,000	1
3	133,100	107,069.22	107,100	30.78	0	107,100	26,000	1
4	80,000	64,354.15	64,400	45.85	-100	64,300	15,700	1
5	65,000	52,287.75	52,300	12.25	0	52,300	12,700	1
6	58,600	47,139.42	47,100	-39.42	0	47,100	11,500	1
7	52,000	41,830.20	41,800	-30.20	0	41,800	10,200	1
8	51,000	41,025.77	41,000	-25.77	0	41,000	10,000	2
9	50,000	40,221.35	40,200	-21.35	0	40,200	9,800	1
10	45,800	36,842.75	36,800	-42.75	0	36,800	9,000	1
11	45,000	36,199.21	36,200	0.79	0	36,200	8,800	1
12	42,900	34,509.92	34,500	-9.92	0	34,500	8,400	1
13	35,000	28,154.94	28,200	45.06	-100	28,100	6,900	1
14	27,000	21,719.53	21,700	-19.53	0	21,700	5,300	1
15	22,500	18,099.61	18,100	0.39	0	18,100	4,400	1
16	21,900	17,616.95	17,600	-16.95	0	17,600	4,300	1
17	20,400	16,410.31	16,400	-10.31	0	16,400	4,000	1
18	20,200	16,249.42	16,200	-49.42	0	16,200	4,000	1
19	20,100	16,168.98	16,200	31.02	0	16,200	3,900	1
20	18,300	14,721.01	14,700	-21.01	0	14,700	3,600	1
21	17,800	14,318.80	14,300	-18.80	0	14,300	3,500	1
22	17,100	13,755.70	13,800	44.30	-100	13,700	3,400	1
23	16,600	13,353.49	13,400	46.51	-100	13,300	3,300	1
24	16,000	12,870.83	12,900	29.17	0	12,900	3,100	1
25	15,300	12,307.73	12,300	-7.73	0	12,300	3,000	1
26	15,000	12,066.40	12,100	33.60	0	12,100	2,900	3
27	14,900	11,985.96	12,000	14.04	0	12,000	2,900	1
28	14,000	11,261.98	11,300	38.02	0	11,300	2,700	1
29	12,000	9,653.12	9,700	46.88	-100	9,600	2,400	1
30	10,000	8,044.27	8,000	-44.27	0	8,000	2,000	3
31	9,900	7,963.83	8,000	36.17	0	8,000	1,900	1
32	9,400	7,561.61	7,600	38.39	0	7,600	1,800	1
33	9,000	7,239.84	7,200	-39.84	0	7,200	1,800	3

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1 単元未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切り上げられた単元未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主に返還する株式数(株)	件数
34	8,000	6,435.42	6,400	-35.42	0	6,400	1,600	2
35	7,900	6,354.97	6,400	45.03	-100	6,300	1,600	1
36	7,264	5,843.36	5,800	-43.36	0	5,800	1,464	1
37	7,000	5,630.99	5,600	-30.99	0	5,600	1,400	1
38	6,500	5,228.78	5,200	-28.78	0	5,200	1,300	2
39	6,000	4,826.56	4,800	-26.56	0	4,800	1,200	1
40	5,900	4,746.12	4,700	-46.12	0	4,700	1,200	1
41	5,800	4,665.68	4,700	34.32	0	4,700	1,100	1
42	5,500	4,424.35	4,400	-24.35	0	4,400	1,100	1
43	5,000	4,022.13	4,000	-22.13	0	4,000	1,000	1
44	4,500	3,619.92	3,600	-19.92	0	3,600	900	1
45	4,000	3,217.71	3,200	-17.71	0	3,200	800	1
46	3,500	2,815.49	2,800	-15.49	0	2,800	700	1
47	3,400	2,735.05	2,700	-35.05	0	2,700	700	3
48	3,300	2,654.61	2,700	45.39	-100	2,600	700	1
49	3,200	2,574.17	2,600	25.83	0	2,600	600	1
50	3,100	2,493.72	2,500	6.28	0	2,500	600	2
51	3,000	2,413.28	2,400	-13.28	0	2,400	600	5
52	2,800	2,252.40	2,300	47.60	-100	2,200	600	1
53	2,600	2,091.51	2,100	8.49	0	2,100	500	1
54	2,502	2,012.68	2,000	-12.68	0	2,000	502	1
55	2,500	2,011.07	2,000	-11.07	0	2,000	500	2
56	2,300	1,850.18	1,900	49.82	-100	1,800	500	1
57	2,200	1,769.74	1,800	30.26	0	1,800	400	2
58	2,000	1,608.85	1,600	-8.85	0	1,600	400	7
59	1,900	1,528.41	1,500	-28.41	0	1,500	400	2
60	1,800	1,447.97	1,400	-47.97	0	1,400	400	3
61	1,700	1,367.53	1,400	32.47	0	1,400	300	4
62	1,600	1,287.08	1,300	12.92	0	1,300	300	2
63	1,500	1,206.64	1,200	-6.64	0	1,200	300	3
64	1,400	1,126.20	1,100	-26.20	0	1,100	300	2
65	1,200	965.31	1,000	34.69	0	1,000	200	3
66	1,100	884.87	900	15.13	0	900	200	6

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1 単元未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切り上げられた単元未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主に返還する株式数(株)	件数
67	1,000	804.43	800	-4.43	0	800	200	15
68	900	723.98	700	-23.98	0	700	200	4
69	800	643.54	600	-43.54	0	600	200	4
70	700	563.10	600	36.90	0	600	100	1
71	600	482.66	500	17.34	0	500	100	7
72	501	403.02	400	-3.02	0	400	101	1
73	500	402.21	400	-2.21	0	400	100	25
74	450	361.99	400	38.01	0	400	50	1
75	400	321.77	300	-21.77	0	300	100	16
76	300	241.33	200	-41.33	0	200	100	26
77	201	161.69	200	38.31	0	200	1	1
78	200	160.89	200	39.11	-100	100	100	30
79	200	160.89	200	39.11	0	200	0	26
80	102	82.05	100	17.95	0	100	2	2
81	101	81.25	100	18.75	0	100	1	7
82	100	80.44	100	19.56	0	100	0	179
83	90	72.40	100	27.60	0	90	0	1
84	84	67.57	100	32.43	0	84	0	1
85	1	0.80	0	-0.80	0	0	1	1

(注) (2)及び(4)の株式数は、小数点以下第三位を四捨五入しております。